

○議長(塩野鉄之助君)

以上で質疑を終わります。

おはかりいたします。 請願第五号に対する委員会の報告は採択と決定であります。 本件は委員会報告とおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君)

ご異議なしと認めます。

よって請願第五号は

委員会報告とおり採択と決定いたしました。

○議長(塩野鉄之助君)

日程第十四陳情第七号学童保育所設置に

関する陳情書を議題といたします。

本件については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長小林菊三君登壇)

○厚生委員長(小林菊三君)

審査報告を申しあげます。

(陳情審査報告書朗読)

別添参照

引き続きまして本件について補足説明を申しあげます。



本件は六月定例会最終日に当委員会に付託され、以後二度にわ

たり審査を行ってきたものであり、審査にあたっては理事者より当市

の学童保育の現状について詳細な説明がなされた後、質疑に入りました。

まず一小、四小学区から三小、六小の学童保育所へ通っている学童数につい

て、一小、四小学区に学童保育所のないのは家庭的に恵まれているもの

と思っていたが、このような社会情勢の変化により要望が出てきたこと。

また一小、四小学区から三小、六小の学童保育所へ通うには距離的に

も遠く危険性もあるので設置すべきと思うが、都は学童保育に対

する補助を打ち切り児童館に向かっていく考えであるが、これに対する

市の考え方等の質疑がありました。これに対し一小、四小学区からは三名

いる。また七小学区から三小の学童保育所へ三名が通っている。四小学

区については枚庭につくらなければならないことから設置できていないが、一

小学区にないということは確かに恵まれた家庭にあると思っていたが、情

勢の変化等から今後一小、四小学区、さらに七小開校に伴いこれが建設

について考えていく。また都においては児童館を設置する方向で学童保

育の補助を打ち切るとのこと、市としては急ぎは五小、六小学区を補

助対象とされるように設置し、補助については今後も続けられるよう都に要望しています。また都や国も面積百坪程度の児童館として進め、この中に低学年の鍵っ子対策も含めていようであるとの活発な質疑応答があり、また学童保育を望んでいる国民の要望に対し国もこれに対する取り組みを前向きに進めていることもあり、本件について実現方に努力されたいとの意見もあり、慎重に審査し、採決の結果全員異議なく本件を採択すべきものと決定した次第であります。何とぞ当委員会の決定とおりご採択くださいますようお願い申しあげまして、補足説明といたします。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員会報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） 以上で質疑を終わります。

おはかりいたします。陳情第七号に対する委員会の報告は採択と決定であります。本件は委員会報告とおり決するに「異議ありませんか。」

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） ご異議なしと認めます。よって陳情第七号

は委員会報告とおり採択と決定いたしました。

○議長（塩野鉄之助君） 日程第十五陳情第八号地域会館建設に関する陳情書を議題といたします。

本件については総務委員会に審査を付託してありますので委員長から報告を願います。

（総務委員長貫井喜代次君登壇）

○総務委員長（貫井喜代次君） 審査報告を申しあげます。

（陳情審査報告書朗読） 別添参照

本件について簡単に補足説明を申しあげます。

本件は過去においても同趣旨の請願や陳情が出されそれぞれ採択されておりますことは議員各位のご承知のとおりでございますが、今回は内出町会関係から提出されたものでありまして、市の基本構想の中にもこのような住民集会所というような施設に対する考え方もあるやに聞



き及んでいることも踏まえて、本陳情書は採択すべきであるという意見の一致を見、当委員会といたしましては採択と決定した次第であります。何とぞ慎重ご審議の上、当委員会報告とおりご決定くださるようお願い申しあげて補足説明を終わります。

○議長(塩野鉄之助君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。これより委員会報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) 以上で質疑を終わります。

おはかりいたします。陳情第八号に対する委員会の報告は採択と決定であります。本件は委員会報告とおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) ご異議なしと認めます。よって陳情第八号は委員会報告とおり採択と決定いたしました。

~~~~~

○議長(塩野鉄之助君) 日程第十六閉会中の継続審査申し出について

てを議題といたします。

総務、建設、厚生、三常任委員長から、目下委員会において審査中の案件について会議規則第七十条の規定により、お手元にご配付してあります申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がありましたので、議事係長をして朗読いたさせます。

(市川議事係長朗読) 別添参照

○議長(塩野鉄之助君) 朗読は終わりました。

この際陳情第一号に対し、総務委員長から発言の申し出がありますのでこれを許します。

(総務委員長貫井喜代次君登壇)

○総務委員長(貫井喜代次君) お許しをいただきましたので、時間もあまりないようでごさいますけれども、ただいま継続審査の申し出がありました。陳情第一号テレビ受像被害に関する陳情書について、当総務委員会の審査ならびに調査、あるいは話し合い等の経過について中間報告を申しあげます。なお初めにご了承を得ておきたいと思ひますけれども、この経過報告は市議会規則第四十五条に基づき、求められた中間報告で

はなく、当委員会の総意によつてあまりにも長期にわたつておりますので行つて報告でありますことを申し添えておきます。

ご承知のように本陳情書は本年三月の第一回定例会第二日目に総務委員会に付託され、第一回の審査は三月十八日に開催、以後五月四日、五月二十二日、六月八日、及び七月二十九日と審査を継続し、その後八月二日NHKに行き、八月十五日に協議会後NHKの調査立合ひ、九月十一日に陳情者代表との話し合い等八回に及び審査調査を行い、及び話し合い等をいたして、去る九月十八日の委員会の審査となつたわけでありましたが、当日もさらに継続審査となり、本日に至つた次第であります。

以上申しあげましたような審査経過においての審査内容としては被害の原因が第一小学校の建物による電波妨害であるとのNHKの回答に基づく住民の陳情であります。ご承知のように第一小学校の校舎建築は昭和三十八年、三十九年の建築であり、すでに十年も経過している現在、このような陳情が出されたことは他にも何か原因があるのではないかと。特に最近西友デパート、マルフジというような高層建物が相次いで建てられたことにも原因がないのかどうか。またこの問題は第一

小学校であるということであるとすれば、今後他にもこのようなことの及ぶことが十分考えられるということで、特別に慎重審査すべきものであるとの意見等により、第三回目の五月二十二日の委員会審査においてはNHKに市としての調査方を依頼すべきであるとして継続審査とした次第であります。

その調査結果が第五回目の委員会において担当課長から報告説明がされたわけでありましたが、結果は当初陳情書の内容と同様の原因は第一小学校による電波妨害とのNHKからの回答でありました。しかしこの調査結果の回答は市が正式に依頼した調査にもかかわらず、調査をいつとをどのようにしたか、また調査をするからとの連絡も何らなされずに調査結果のみ報告してきていることは、納得できないと調査結果に不信の念を抱くものとし、八月二日直接NHKに稲垣営業技術部長をたずね、これまでの調査の説明等を聞いたわけでありましたが、その際NHKともあつたものが市の要請に基つての調査をいつ調査するとの連絡もせず、調査結果は第一小学校の建物によると断定したことは市議会としても納得できない。市に連絡、立ち合ひの上に調査

することが常識ではないか等申し入れた結果、稲垣部長より近日更に調査する、また調査日時については追って連絡するとの回答を確約してまいった次第であります。そうしたことによる技術調査が八月十五日にNHKより岩上営業技術副部長ほか二名によって行われ、これには総務委員全員と議長、理事者側より助役、教育長、課長、係長等が立ち合つて十一カ所について実施調査をいたしました。なおこの実施調査の際一部住民も立ち合つておりますが、技術屋である専門家が見るのと私達しろうとが見るものとは相当な差がありますことは当然なことである。当日立ち合つた私達から見ればこれはひどいというようなところはなく、ただチャンネルによつては一部地区に画像に影響を受けていると思われるところも見受けられました。全体的にはさほどではないというのが総務委員会はじめ立ち合つた方の私達しろうと面から見た大方の意見でありました。なお当日調査終了後、岩上副部長の説明によれば特に十二及び四チャンネルに悪いものが出ています。原因として電気配電線の関係も多少ある。またアンテナの高さ、向きの調節が必要であるということであり、また立地的にもこの地域は段下にあり、このよ

うな地域はどこでもよくないなどということ、調査の報告を受けました。

次にそのような調査のもとに去る九月十一日、正副委員長、田村匡雄委員、及び議長と陳情者代表の四人の方との話し合いを行い、当委員会としての審査経過、八月十五日の技術調査の結果等を話し合つた結果、代表者から特に映像の悪いとされている家庭の氏名を連絡するのでその家庭のテレビを見てほしいとの申し入れがあり、これの連絡は大体九月二十日ごろまでにということでありましたが、現在その氏名の報告連絡がないまま本日に至つており、したがつて今定例会には何とか委員会の結論も出されることを期待しておりましたが、以上申しあげましたような経過により、さらに継続審査となつた次第であります。

よつてここに中間報告を申しあげ、議員各位のご了承をいただきました。議長に申し入れ、この報告となつたわけであります。よろしく当総務委員会の審査経過をご了承いただけますようお願い申しあげまして報告を終わります。

○議長（塩野鉄之助君）

以上で発言は終わりました。

おはかりいたします。本三件は申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにいたしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) ご異議なしと認めます。よつて本三件は申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長(塩野鉄之助君) 日程第十七特定事件の継続調査についてを議題といたします。

委員会の特定事件について総務、建設、厚生、の三常任委員会から継続調査の要求がありましたので、お手元にご配付の特定事件継続調査事項表のとおり閉会中の継続調査に付したいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) ご異議なしと認めます。よつて本件特定事件は閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長(塩野鉄之助君) 以上をもつて本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもつて昭和四十九年第三回福生市議会定例会を閉会いたします。

午後零時五分 閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長 塩野鉄之助

議員 大野行夫

議員 山口良一

議員 田村匡城



審查報告

議案審查報告書

一件

名

議案第四百號

福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例

—

—

二 委員會付託月日

昭和四十九年九月十三日（第三回福生市議会定例会）

1. *... ..*  
 2. *... ..*  
 3. *... ..*

三 委員會開會月日

昭和四十九年九月十七日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和四十九年九月十七日

厚生委員会

委員長 小林 菊三

福生市議会議長

塩野鉄之助殿



審査報告

議案審査報告書

一件 名 議案第百五号 福生市児童手当条例の一部を改正する条例

二 委員会付託月日 昭和四十九年九月十三日 (第三回福生市議会定例会)

三 委員会開会月日 昭和四十九年九月十七日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。  
右のとおり報告いたします。

昭和四十九年九月十七日

厚生委員会

委員長 小林 菊三

福生市議会議長

塩野 鉄之助 殿





審査報告

議案審査報告書

一件 名 議案第百六号 福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例

二 委員会付託月日 昭和四十九年九月十三日 (第三回福生市議会定例会)

三 委員会開会月日 昭和四十九年九月十七日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。  
右のとおり報告いたします。

昭和四十九年九月十七日

厚生委員会

委員長 小林 菊三

福生市議会議長

塩野 鉄之助 殿

審査報告

議案審査報告書

一件

名 議案第百七号 福生市重度心身障害者福祉手当条例

二 委員会付託月日 昭和四十九年九月十三日 (第三回福生市議会定例会)

三 委員会開会月日 昭和四十九年九月十七日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。  
右のとおり報告いたします。

昭和四十九年九月十七日

厚生委員会

委員長 小林 菊三

福生市議会議長

塩野 鉄之助 殿